

令和6年7月

後期高齢者医療被保険者 様

千葉県後期高齢者医療広域連合

新しい保険証等の送付のご案内

本年8月1日からご使用いただく新しい保険証（後期高齢者医療被保険者証）をお届けします。
8月1日以降に医療機関にかかるときは、マイナ保険証、または、この保険証（薄緑色）を提示してください。

●保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

被保険者証に記載されている一部負担金（自己負担）の割合の判定方法や、医療機関に提示することで医療費等の窓口負担をあらかじめ低く抑えられる限度額適用・標準負担額減額認定証（負担割合1割の方）、限度額適用認定証（負担割合3割の方）等の制度については、同封している後期高齢者医療制度のご案内（小冊子）にて説明しております。

有効期限を過ぎた保険証（有効期限が令和6年7月31日までの薄茶色の保険証）は、8月1日以降にハサミを入れるなど裁断してから破棄していただきますようお願いいたします。

●後期高齢者医療制度のデータベースに登録されている個人番号のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。

マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、後期高齢者医療制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）の下4桁を保険証の台紙に印字しています。

お手元にマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号の下4桁をご確認いただき、万が一、異なっている場合には、お住まいの市（区）町村のお問い合わせ先までご連絡ください。

【裏面あり】